

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安中市は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

軽自動車税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を別途締結することで、万全を期している。

## 評価実施機関名

安中市長

## 公表日

令和7年7月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方税法その他の地方税に関する法律及び安中市市税条例に基づき、毎年4月1日(賦課期日)現在で、市内に主たる定置場のある軽自動車等を所有している者に対して、軽自動車税を賦課・徴収する。</li><li>・軽自動車(三輪及び四輪)については、全国軽自動車協会連合会群馬事務所で申告を受付し、軽自動車検査協会群馬事務所で登録し、回送され安中市で収受する。</li><li>・二輪の小型自動車及び軽二輪は関東運輸局群馬運輸支局及び群馬県自動車整備振興会で登録し、県自動車税事務所で取りまとめた後、回送され安中市で収受する。</li><li>・特定個人情報ファイルは、地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</li></ul>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納システム、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税賦課対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項及び別表24の項</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条(別表における情報照会の根拠)</li><li>・48の項(別表における情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行なわない。</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課諸税証明係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 行政課文書法規係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号 027-382-1111(代表) 安中市 税務課諸税証明係
9. 規則第9条第2項の適用	
適用なし理由	[ ]適用した

題用ヒント

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	手作業が介在する局面においては複数人で確認を行うようにしている。	
-------	----------------------------------	--

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

基幹系システムにおいて、担当業務外の情報については閲覧・入力作業が行えないようアクセス制限がかけられている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	新様式への変更	旧様式	新様式	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	平成27年1月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和2年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和1年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	評価書名	軽自動車税に関する事務	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワーク システム	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	事前	令和3年9月1日付で施行される番号法の改正に向けた変更
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正	〒379-0192 群馬県安中市安中1-23-13 電話番号027-382-1111(代表)	〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 3個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項	・番号法第9条第1項及び別表24の項	事後	
令和7年6月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワーク システム	・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数の時点	令和6年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年6月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である	事後	様式変更(追加項目)
令和7年6月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		手作業が介在する局面においては複数人で確認を行うようにしている。	事後	様式変更(追加項目)
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更(追加項目)
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え		十分である	事後	様式変更(追加項目)
令和7年6月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え		基幹系システムにおいて、担当業務外の情報については閲覧・入力作業が行えないようア	事後	様式変更(追加項目)